

令和3年4月20日

第4回曾於市農業委員会総会議事録

曾於市農業委員会

第4回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和3年4月20日（火） 午前9時05分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10 番	〇〇〇〇〇	11 番	〇〇〇〇〇	12 番	〇〇〇〇〇
13 番	〇〇〇〇〇	14 番	〇〇〇〇〇	15 番	〇〇〇〇〇
16 番	〇〇〇〇〇	17 番	〇〇〇〇〇	18 番	〇〇〇〇〇
19 番	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇
委員	〇〇〇〇〇	委員	〇〇〇〇〇		

4 欠席委員

5 議事録署名委員

16 番 〇〇〇〇〇 , 17 番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農政係長	〇〇〇〇〇
末吉分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅分室	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
農林振興課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日

令和3年4月20日（火） 午前11時30分

令和3年第4回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第28号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について

議案第29号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第30号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画
の変更申請について

議案第31号 農地法第4条による許可申請について

議案第32号 農地法第5条による許可申請について

議案第33号 非農地証明願について

議案第34号 農用地等のあつせんについて

議案第35号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第36号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

(2) 報告第4号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和3年第4回農業委員会総会

令和3年4月20日（火） 午前9時05分

○事務局（○○○○○局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（○○○○○会長）

おはようございます。3月、4月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりであります。本日は、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和3年第4回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。18番○○○○○委員、19番○○○○○委員を指名致します。

○議長（○○○○○会長）

これより議事に入ります。議案第28号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

議案第28号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉4号、土地の所在地が末吉町深川堂木迫○○○○○、地目は畑で、面積2,799㎡です。渡人は、末吉町深川の○○○○○他2名で、受人は、鹿児島市武岡の○○○○○です。理由につきましては、新規就農です。他1件です。よろしく願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○3番委員（○○○○○）

受理番号末吉4号について、4月8日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の住所は、鹿児島市とありますが5月からは、財部に住まれるという事です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、私と○○○○○推進委員と局長でした。以上で調査報告を終わります。

○4番委員（○○○○○）

受理番号財部5号について、4月9日に現地調査を行いましたので報告致します。先程の4号と受人が一緒ですので調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、私と○○○○○推進委員と事務局の○○○○○さんでした。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「はい」の声あり）

○11番委員（○○○○○）

報告に農機具関係がなかったのですが。

○4番委員（○○○○○）

○○○○○さんですが、畑と一緒に家を買われるという事で、空き家バンクを利用すると時間がかかるという事で、3条で取得し、同時に5月からこちらに住みたいという事でした。実家は、今回購入される所から車で5分位の所で、農機具等もそちらに確認に行きました。全てそろっておりますし、これまでもされていて、資材等の購入の証明書も確認しておりますので間違いのないと思います。以上です。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第 28 号農地法第 3 条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第 29 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは 2 ページになります。議案第 29 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 42 号、土地の所在地が末吉町二之方住吉○○○○○、地目は畑で、面積 745 m²です。譲渡人は、末吉町二之方の○○○○○で、譲受人は、末吉町二之方の○○○○○です。理由につきましては、贈与です。他 6 件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○5 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 42 号について、4 月 7 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件として家族の中に農地を貸しており、合意解約が整い次第再度上げる予定です。今回は不許可という事になりますのでよろしくお願い致します。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉 43 号について、4 月 8 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。なお、受人の住所が都城市ですが、申請地まで車で 35 分程度で通作距離に関しては、営農に支障はないと思われます。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○17 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 44 号について、4 月 11 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、私と○○○○○推進委員で行いました。以上で調査報告を終わります。

○4 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 45 号について、4 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○19 番委員（○○○○○）

受理番号大隅 46 号について、4 月 15 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。

ん。渡人と受人は、親子の関係です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○16 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 47 号について、4 月 9 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人の取得する農地には、畑には飼料、田には WCS を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。3 年間は、転用出来ない旨を行政書士と受人には伝えました。以上で調査報告を終わります。

○4 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号財部 48 号について、4 月 9 日に現地調査を行いましたので報告致します。この案件につきましては、先程報告致しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんでした。以上で調査報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○13 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

大隅 47 号について、質問致します。兵庫県の〇〇〇〇〇〇とありますが他にも畑があるのかと言う事と、農作業に従事する条件が3人となっておりますがこちらにいらっしゃるのか伺います。

○16 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

他に霧島市も購入しております。渡人の〇〇〇〇〇〇さんが従事されると聞いております。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

他にございませんか。

(「はい」の声あり)

○10 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

末吉 42 号につきまして、合意解約がされていない事で不許可という事でしたが、3 月に合意解約が出ていますよね。ですから、同時申請ではないのですか。

○4 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

この件なのですが、奥さんの畑を仲介しますので私の方で説明致します。この畑は、周りを含めて一体化で貸していますので、この奥さんの分だけ解約となると穴が空く状態になるので、理由書を書いて認めて下さいと今回の申請に至ったんですが、理由書を付けてもだめという事でした。解約については、お兄さんの解約ですので別になります。

○2 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

合意解約と言われますけど、耕作者は、了解されているのですか。

○4 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

今から要相談です。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

議案第 29 号農地法第3条所有権移転による許可申請については、末吉 42 号を除いて、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第30号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請のうち末吉31を除いて議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは4ページになります。議案第30号について、ご説明致します。受理番号末吉25号、土地の所在地は、末吉町二之方野田近渡○○○○○、地目は畑で、面積332㎡です。申請人は、株式会社○○○○○で転用目的は、通路です。変更理由は、隣接地に太陽光発電施設を設置するための通路として利用したいという事です。他5件です。よろしくお願いします。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○2番委員（○○○○○）

受理番号末吉25号について、4月8日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、野田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が山林、南が畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、通路を設置する具体的計画があり実現確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、通路を設置する面積332㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思います。被害防除につきましては、誓約書も添付されており特に問題はないと思われまゝ。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外的隣接地一体事業に該当し、通路を設置する事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉26号について、4月8日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、見帰自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が山林、南が道路を挟んで畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、農家住宅を建築する具体的計画があり実現確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、農家住宅を建築する面積804㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は水路に放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽に放流させるので適当と思います。被害防除につきましては、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われまゝ。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地に該当し、農家住宅を建築する事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉27号について、4月8日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、六町自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が竹林、西が畑、南が牛舎、北が田です。目的実現の確実性は、自己資金で金融機関の残高証明書が添付してあります。また、再生可能エネルギー認定通知、九電の系統連系契約が添付してあり確実と思います。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設を設置する面積6,385㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思います。被害防除については、被害防除に関する誓約書が添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請人は、太陽光発電施設を設置し、事業の経営安定を図るもので農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。

調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より局長で調査致しました。以上で報告を終わります。

○3 委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 28 号について、4 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、湯之尻自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が田、西が田、南が田と河川、北が田です。目的実現の確実性は、自己資金で金融機関の残高証明書が添付してあります。また、再生可能エネルギー認定通知、九電の系統連系契約が添付してあり確実と思います。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設を設置する面積 11,900 m²は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思います。被害防除については、被害防除に関する誓約書が添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請人は、太陽光発電施設を設置し、事業の経営安定を図るもので、農振除外やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇推進委員と事務局の局長で調査致しました。以上で報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 29 号について、4 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、後迫自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が竹林、西が田、南が田、北が畜舎です。目的実現の確実性は、既に建築されており確実です。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、畜舎を建築する面積 4,999 m²は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下し、汚水等は、浄化槽を設置し、川に放流するもので適当適当と思います。被害防除については、被害防除に関する誓約書が添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地区域利用計画指定用途に該当し、畜舎の建築する事から、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の局長で調査致しました。以上で報告を終わります。

○16 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 30 号について、4 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、松田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が河川、西が河川、南が田、北が河川です。目的実現の確実性は、申請地は、周囲が河川で南側が田となっており、狭小で形状も悪く、植林して山林として管理するものであり確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、近傍地と合わせて 224 m²にクヌギ 41 本を植林するもので適当と思います。排水等については、雨水のみで問題ありません。被害防除については、隣接地から 2 m としていますが、周囲は河川で、南側の田の日照に影響もなく特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、代替地を検討しても適地がなく除外やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○13 番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉 26 号について、質問致します。会社員となっておりますが、経営面積の所に何も書いていないので経営状態を教えてください。

○2 番委員 (〇〇〇〇〇)

会社員で農業はしていません。行政書士から先月 3 条で、下限面積は達成出来ているはずですがと言われました。ここで皆様に議論していただきたいと思っております。お父

さんが酪農をされておりますが、手伝いはあまりされていないようです。

○事務局（○○○○○局長）

農家住宅については、下限面積要件がクリアしていれば特に問題ありませんが、500 m²を超える何らかの理由が必要であると思います。今回のケースは、農業用倉庫を建築するという事ですの
で問題ないと思います。また、完了報告書が出てから確認もしたいと思います。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいでしょうか。

○2番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「はい」の声あり）

○10番委員（○○○○○）

27号・28号の太陽光発電施設ですが資料に記載がありませんがメーカーはどこでしょう
うか。

○3委員（○○○○○）

売電価格は、14円と聞いておりますが、メーカーまでは聞いておりません。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第30号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請につい
て末吉31を除いて、除外、用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、除外、用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出するこ
とに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

（「○○○○○委員退席」）

○議長（○○○○○会長）

議案第30号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請のうち
末吉31を議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは6ページになります。議案第30号の受理番号末吉31号について、ご説明致します。
土地の所在地は、末吉町深川宇都之上○○○○○、地目は畑で、面積798 m²です。申請人は、末
吉町深川の○○○○○、転用目的は、農家住宅です。変更理由は、昭和51年に農家住宅を建築、
平成8年に増築してしまいましたという事で、非農地証明願と同時申請でございます。変更区分
は、除外です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、
報告を求めます。

○3番委員（○○○○○）

受理番号末吉31号について、4月8日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、宇
都之上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで畑、南が宅地、北が宅

地であります。目的実現の確実性は、農家住宅が建築されており始末書が添付されております。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、農家住宅を設置する面積 798 m² は、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は西側水路、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、水路に放流するので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、農家住宅を建築する事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇推進委員と局長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 30 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請のうち末吉 31 については除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

（「〇〇〇〇〇委員復席」）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第 31 号農地法第 4 条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

それでは 7 ページになります。議案第 31 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 3 号、土地の所在地が、末吉町南之郷チシャノ木〇〇〇〇〇、地目は畑で、面積 1,470 m²です。申請人は、末吉町南之郷の〇〇〇〇〇で、転用目的は、牛舎です。理由につきましては、建築時期は覚えておりませんが、申請地に牛舎を建築してしまいましたという事で始末書付きです。農振区分は、外です。他 2 件です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 3 号について、4 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、橋野自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が山林、南が宅地、北が宅地であります。目的実現の確実性は、既に建設済であり始末書が添付されております。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 1,470 m²に牛舎 929 m²を設置したものです。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当しますが、牛舎を建築している事から転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○2 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 4 号について、4 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、仮屋自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が畑、南が畑、北が道路を挟ん

で山林であります。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実と思われます。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、申請面積 499 m²に農業用倉庫 1 棟 199 m²を設置する事から適当と思います。排水等については、雨水は水路放流するもので適当と思います。被害防除につきましては、誓約書が添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、農業用倉庫を設置する事から転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。72 ページの補足説明資料にありますが、購入してから来年の 1 月で 3 年になりますが理由書にもあるとおり問題のあった農地です。以上で調査報告を終わります。

○16 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号大隅 5 号について、4 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。農振除外で報告しましたので、調査結果のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、代替地を検討しても適地がなく転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○6 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

末吉 3 号について教えて下さい。建設時期については、覚えてませんとありますが、だいたい解るとおもいますが教えて下さい。

○2 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

昔から畜産をされていて 85 歳位になられると思いますが、昭和 50 年代に建築されたものと思います。よろしいでしょうか。

○6 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

はい。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

議案第 31 号農地法第 4 条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。ここで 10 分間暫時休憩致します。

(休憩：午前 10 時 02 分)

(休憩：午前 10 時 12 分)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

会議を再開致します。議案第 32 号農地法第 5 条による許可申請について議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (〇〇〇〇〇〇局長)

それでは 8 ページになります。議案第 32 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 36 号、土地の所在地が、末吉町二之方野田近渡〇〇〇〇〇〇、地目は畑で、面積 332 m²です。譲渡人は、末吉町南之郷の〇〇〇〇〇〇で、譲受人は、都城市北原町の株式会社〇〇〇〇〇〇です。転用目的は通路で、理由につきましては、隣接地に太陽光発電施設を設置するための通路として利用したい

という事です。農振区分は、申請中です。他 11 件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○2 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 36 号を 4 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。先程の除外の末吉 25 号で報告致しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外である隣接地一体事業に該当し、通路を設置する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さん調査致しました。続きまして、受理番号末吉 37 号を現地調査しましたので報告致します。申請地は、福留自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が市道、西が畑、南が雑種地、北が畑です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されており確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 278 m²に飼料置場及び通路を設置するもので、適当であると思います。排水等については、雨水は水路放流するもので適当と思います。被害防除については、被害防除に関する誓約書が添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、飼料置場及び通路を設置する事から、転用やむを得ないという意見の一致をみて許可意見です。調査日は 4 月 8 日、調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉 38 号について、4 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、丸尾自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が畑、南が道路を挟んで畑、北が畑です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されており確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 2,300 m²のうち 500 m²に一般住宅 111.79 m²を建築するもので適当と思います。排水等については、雨水は水路放流し、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽に放流するので適当と思います。被害防除については、擁壁を設置し、誓約書も添付されているので、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、一般住宅を建築する事から転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○3 番委員（○○○○○）

受理番号末吉 39 号について、4 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新高松自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、全体面積 422 m²に車両置場を設置するもので適当と思います。排水等については、雨水は北側水路に放流する事から適当と思います。被害防除については、周囲をブロックで積み、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、車両置場を設置する事から転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○推進委員と事務局より局長さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉 40 号について、4 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、南法楽寺自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑と宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積につい

ては、全体面積 597 m²に一般住宅・カーポート・通路 97 m²を設置するもので適当と思います。排水等については、雨水は水路に放流し、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、水路に放流する事から適当と思います。被害防除については、周囲にブロックを積み、誓約書も添付されている事から特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当する事から転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇推進委員と事務局より局長さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 41 号について、4 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、南法楽寺自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑と宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されている事から確実と思われます。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、全体面積 1,047 m²に農家住宅を建築するもので適当であると思います。排水等については、雨水は水路に放流し、汚水・生活雑排水は、公共下水道に放流するもので適当と思います。被害防除については、コンクリート舗装し、土砂流出を防ぐもので被害防除に関する誓約書も添付されているため、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、農家住宅を建築する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より局長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉 42 号について、4 月 8 日に現地調査致しましたので報告致します。農振除外で報告しましたので、調査結果のみ報告致します。調査結果の総合意見は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当し、畜舎を建築する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より局長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号大隅 43 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、葛原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が市道、北が山林です。目的実現の確実性は、市内で畜産を営む農家で、申請地は、父親から借り受けて、堆肥舎と農業用資材置場を設置するもので、資金調達については、残高証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 590 m²には、堆肥舎 1 棟と農業用資材サイレーン 100 梱包を設置するもので適当と思います。排水等については、雨水のみで既存の水路に放流するもので適当と思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地ですが、不許可の例外である農業用施設に該当するもので、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査日は、4 月 8 日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号大隅 44 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、志柄自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が県道、北が山林です。目的実現の確実性は、鉄骨等の資材置場として取得し、申請人が役員をしている法人に貸し付けるものです。資金調達については、残高証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 383 m²に鉄骨資材 50 本、L 型コンクリート擁壁材、碎石を設置するもので同施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水のみで適当と思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地であり、代替地の検討については、他に適地がなく転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査日は、4 月 8 日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして、受理番号大隅 45 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、あけぼの自治会内にある農地です。周囲の状況は、

東が道路、西が宅地、南が宅地と畑、北が転用申請中の畑です。目的実現の確実性は、申請地は、駐車場として既に利用しており、新たに自動車展示場を設置するもので、資金調達については、新たに発生せず確実です。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 468 m²は、販売自動車の 7 台分の展示場と 5 台分の駐車場として利用するもので適当と思います。排水等については、雨水のみで自然流下するもので適当と思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地ですが、平成 3 年頃から農地法の許可を得ず駐車場にしており顛末書による追認で、許可を受けようとするもので、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査日は、4 月 8 日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部 46 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、閉山田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が河川、南が田、北が道路を挟んで田と山林です。目的実現の確実性は、自己資金で金融機関の残高証明書が添付してあり、再生可能エネルギー認定通知、九電の系統連系契約書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設等を設置する面積 2,471 m²のうち不能利用地 461 m²、実質利用面積 2,010 m²は、同種施設規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下するもので適当と思います。被害防除については、周囲に防護柵の設置、被害防除に関する誓約書も添付されているため、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請人は、太陽光発電施設を設置し、事業の経営安定を図るものです。また、隣接地に被害が生じないよう指導を行い、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査日は、4 月 9 日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号財部 47 号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、中谷自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が河川と雑種地、西が宅地、南が河川、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、自己資金で金融機関の残高証明書が添付してあり、再生可能エネルギー認定通知、九電の系統連系契約書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設を設置する面積 1,171 m²は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下及び浸透枳を設置するため適当と思います。被害防除については、周囲に防護柵の設置し、また、被害防除に関する誓約書も添付されているため、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請人は、太陽光発電施設を設置し、事業の経営安定を図るものです。また、隣接地には、被害が生じないよう指導を行い、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査日は、4 月 9 日、調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 32 号農地法第 5 条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。次に議案第 33 号非農地証明願のうち末吉 13 を除いて議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは、11 ページになります。議案第 33 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 9 号、土地の所在地が末吉町諏訪方下横尾○○○○○、地目は畑、面積 229 m²です。申請人は、沖縄県中頭郡の○○○○○で、経緯につきましては、昭和 64 年頃に亡祖父が、一般住宅を建築してしまいましたという事で始末書付きでございます。他 3 件です。よろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉 9 号について現地調査しましたので報告致します。調査日は、4 月 8 日に行いました。申請地は、菅渡自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで雑種地、西が畑、南が宅地、北が宅地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、申請地の西側は、農地であります。雨水等の流入はなく、影響ないものと思います。その他、農地法上特に問題はありません。申請地は、昭和 64 年頃に一般住宅を建築しており、築後 20 年以上経過しております。調査結果の総合意見は、申請地は、昭和 64 年頃に一般住宅を建築しましたが、その際、農地に建築していたものです。建築後 20 年以上が経過しており、農地への復元は著しく困難と思われることから、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員、事務局の局長さんで行いました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号大隅 10 号について現地調査しましたので報告致します。調査日は、4 月 9 日に行いました。申請地は、あけぼの自治会内にある農地です。周囲の状況は、宅地と雑種地に囲まれております。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。申請地は、隣接する農地がないことから、影響ないものと思います。その他、農地法上特に問題はありません。申請地は、平成 13 年以前から法人の駐車場として提供されており、既に 20 年以上経過しております。調査結果の総合意見は、申請地は、20 年以上駐車場として利用されており、農地に復元する事は、著しく困難と思われることから、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで行いました。以上で報告を終わります。

○16 番委員（○○○○○）

受理番号大隅 11 号について現地調査しましたので報告致します。調査日は、4 月 9 日に行いました。申請地は、東鍋自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が畑、南が畑、北が宅地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。申請地は、隣接農地への影響はないものと思います。その他、農地法上特に問題はありません。申請地は、申請人の父親が昭和 51 年頃に牛舎と運動場を設置したもので、既に 45 年以上経過しており、牛舎は、固定資産課税台帳に記載され、始末書による追認です。調査結果の総合意見は、申請地は、45 年以上経過しており、農地に復元する事は、著しく困難と思われることから、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで行いました。以上で報告を終わります。

○4 番委員（○○○○○）

受理番号財部 12 号について現地調査しましたので報告致します。調査日は、4 月 9 日に行いました。申請地は、七村自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑・宅地、西が宅地、南が畑、北が道路を挟んで畑と山林です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。申請地は、南側に農地がありますが雨水等の流入はなく、隣接農地への影響はないものと思います。その他、農地法上特に問題はありません。申請

地は、平成10年頃に一般住宅を増築しており、建築後20年以上経過しております。調査結果の総合意見は、申請地は、平成10年頃に亡母が一般住宅を増築したが、その際農地に建築していたもので、現在空き家であります。建築後20年以上が経過しており、農地に復元する事は、著しく困難と思われることから、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第33号非農地証明願のうち末吉13を除いて、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため退席願います。

（「〇〇〇〇〇委員退席」）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第33号非農地証明願のうち末吉13についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

それでは、議案第33号の受理番号末吉13号についてご説明申し上げます。土地の所在地が末吉町深川宇都之上〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積798㎡です。申請人は、末吉町深川の〇〇〇〇〇〇で、経緯につきましては、昭和51年に農家住宅を建築してしまいましたという事で始末書付きです。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉13号について、現地調査を行いましたので報告致します。調査日は、4月8日に行いました。申請地は、宇都之上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで畑、南が宅地、北が宅地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。申請地の東側は、農地であります。雨水等の流入はなく影響ありません。その他、農地法上特に問題はありません。申請地は、昭和51年に建築したものであり、現在住宅として利用中です。建築後20年以上が経過しており農地に復元することは著しく困難と思われる、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の局長で行いました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第33号非農地証明願の末吉13については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。〇〇〇〇〇委員は、復席をお願いします。

(「〇〇〇〇〇委員復席」)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に議案第34号農用地等のあっせんについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

それでは12ページになります。議案第34号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉36号、申出者が末吉町上町の〇〇〇〇〇で、申出地の所在が末吉町二之方〇〇〇〇〇、地目は畑、面積1,374㎡です。申出の内容は、貸したいです。他12件です。よろしくお願いします。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ここで、あっせん委員を指名致します。末吉36・37・38については、5番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉39については、2番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉40と末吉41については、私と〇〇〇〇〇推進委員、末吉42と末吉43については、17番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、末吉44と末吉45については、11番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、大隅46については、9番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、大隅47については、8番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員、財部48については、14番〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇推進委員を指名致します。よろしくお願いします。

(「はい」の声あり)

○14番委員 (〇〇〇〇〇)

財部48の〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇については、成立です。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

財部48の〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇については、成立だそうです。続いてあっせん委員の報告があります。受理番号順に順次報告をお願い致します。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉2号は、打切でお願いします。

○17番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉3号・4号は、継続でお願いします。

○4番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉5号は、継続でお願いします。末吉6号は、打切でお願いします。

○5番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉9号は、成立でお願いします。

○18番委員 (〇〇〇〇〇)

大隅10号は、継続でお願いします。

○19番委員 (〇〇〇〇〇)

大隅12号は、継続でお願いします。

○14番委員 (〇〇〇〇〇)

財部13号・財部15号・財部16号は継続でお願いします。財部14号は、成立でお願いします。

○7番委員 (〇〇〇〇〇)

財部17号は、打切でお願いします。

○12番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉18号は、継続でお願いします。

○2番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉19号は、継続でお願いします。

○1番委員 (〇〇〇〇〇)

末吉20号は、打切でお願いします。

○8番委員 (〇〇〇〇〇)

大隅 22 号は、継続でお願いします。

○19 番委員 (○○○○○)

大隅 23 号は、継続でお願いします。

○15 番委員 (○○○○○)

大隅 24 号は、継続でお願いします。

○14 番委員 (○○○○○)

財部 26 号は、継続でお願いします。

○3 番委員 (○○○○○)

財部 27 号は、成立でお願いします。

○6 番委員 (○○○○○)

財部 28 号は、継続でお願いします。

○1 番委員 (○○○○○)

末吉 29 号は、継続でお願いします。

○4 番委員 (○○○○○)

末吉 31 号は、継続でお願いします。末吉 32 号は、成立です。

○13 番委員 (○○○○○)

末吉 33 号は、継続でお願いします。

○11 番委員 (○○○○○)

末吉 34 号は、継続でお願いします。

○3 番委員 (○○○○○)

財部 35 号は、継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 35 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 3 年以上 6 年未満財部 96 再設定 3 年以上 6 年未満末吉 212・財部 213・214・215 を除いて議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け、農用地利用集積計画の利用権設定は、期間ごとに中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

議案第35号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年以上6年未満財部96再設定3年以上6年未満末吉212・財部213・214・215を除いて、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

ここで〇〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため退席願います。

(「〇〇〇〇〇〇委員退席」)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

議案第35号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年以上6年未満財部96についてを議題と致します。

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

議案第35号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年以上6年未満財部96については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

〇〇〇〇〇〇委員は、復席をお願いします。

(「〇〇〇〇〇〇委員復席」)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

ここで〇〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため退席願います。

(「〇〇〇〇〇〇委員退席」)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

議案第35号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定3年以上6年未満末吉212についてを議題といたします。

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

議案第35号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定3年以上6年未満末吉212については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

（「〇〇〇〇〇委員復席」）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため退席願います。

（「〇〇〇〇〇委員退席」）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第35号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定3年以上6年未満財部213・214・215を除いて議題と致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第35号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定3年以上6年未満財部213・214・215については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員は、復席をお願いします。

（「〇〇〇〇〇委員復席」）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第36号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第36号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に利用権の設定状況集計表を、事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

それでは、利用権の設定状況集計表になります。4月分利用権設定の新規は、田が27筆で面積26,194㎡、畑が30筆で面積53,593㎡、計57筆で面積79,787㎡、件数は34件でございます。再設定は、田が51筆で面積73,034㎡、畑が57筆で面積117,623㎡、計108筆で面積190,657㎡、件数は64件でございます。所有権移転については、田が7筆で面積4,982㎡、畑が7筆で面積10,230㎡、計14筆で面積15,212㎡、件数は9件でございます。合計しますと179筆で面積285,656㎡、件数は107件となっております。以上でございます。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に報告第4号合意解約等の報告については、総会資料の38ページから43ページですのでご覧下さい。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

その他で何かありませんか。

○13番委員（〇〇〇〇〇〇）

農家相談の件について（高松地区について）

○14番委員（〇〇〇〇〇〇）

農地部会について

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

事務連絡

○事務局（〇〇〇〇〇〇次長）

活動日誌について

○事務局（〇〇〇〇〇〇係長）

現地調査について

○事務局（〇〇〇〇〇〇係長）

農地パトロールについて

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にありませんか。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

無断転用について

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にありませんか。

○4番委員（〇〇〇〇〇〇）

農地パトロールの走行距離について

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

以上で、令和3年第4回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和3年4月20日（火） 午前11時30分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員